株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 宮古岩泉 風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成28年1月20日経済産業省 商務流通保安グループ電力安全課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 宮古岩泉風力発電事業 環境影響評価準備書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

·場 所 : 岩手県宮古市及び下閉伊郡岩泉町

・原動力の種類 : 風力

·出 力 : 最大199,500kW(2,850kW級×70基設置予定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成27年 6月30日
住民等意見の概要受理	平成27年 9月28日
岩手県知事意見受理	平成27年12月18日
環境大臣意見受理	平成27年12月21日

問合せ先:電力安全課 長村、長井、笠原 電話03-3501-1742(直通) 03-3501-1511(代表) 4921(内線) 株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 宮古岩泉 風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

(1) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設・拡幅により多くの改変が行われ、とりわけ切土を主体とした計画となっているため、多くの残土が発生し、その処理のために対象事業実施区域内で多くの土捨場が設置され、これに伴って更に多くの森林を伐採するものとなっている。そのため、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への影響が懸念される。施設・道路に関する土工計画の見直しにより、環境影響を低減させることが可能と考えられるため、以下の事項を念頭に、風力発電設備の設置位置、建設手法、路線計画等を見直すとともに、改変区域等の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

- ① 既存道路をできる限り活用すること。
- ② 発電設備の設置高や道路線形の見直しにより、切土高、盛土高の最小 化を図ること。
- ③ 切土量、盛土量のバランスをとることにより、残土の発生を最小限に抑えるとともに、発生した土砂は対象事業実施区域外で処理することにより、土捨場は原則廃止すること。
- ④ やむを得ず対象事業実施区域内に土捨場を設置する場合においては、 専門家の指導・助言に基づき盛土の安定性を確保できる場所、工法を選 択するとともに、希少な動植物の生息地・生育地や自然度の高い植生を 極力回避すること。
- (2)上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。
 - ① 事後調査及び環境保全措置で位置付けられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
 - ② 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、

透明性及び客観性を確保すること。

③ 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により 判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確 実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音について

工事用資材等の搬出入に伴う騒音影響が懸念されることから、低速走行等の追加的な環境保全措置により騒音を一層低減するよう努めるとともに、 工事実施期間中には、追加的な環境保全措置の効果について確認すること。

(2)水環境について

対象事業実施区域内に水道水源の集水域が含まれることから、水道水源への影響について調査、予測及び評価を実施し、水源の利用に対する支障を回避すること。また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。

(3) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺は、国内希少野生動植物種に指定されたイヌワシ4ペア等の生息環境となっているほか、対象事業実施区域の周辺には、イヌワシ、クマタカ等の希少猛きん類の営巣が確認されており、本事業によるこれらの希少猛きん類への重大な影響が懸念される。特にイヌワシについては、対象事業実施区域の西側に、非繁殖期を中心に採餌行動が確認され、重要な餌場となっていると考えられる牧草地があるが、本事業はその重要な餌場への移動ルートを遮断し、その利用を大幅に制限する可能性が高い。以上より、本事業による重要な鳥類に対する環境影響を回避・低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ① イヌワシの重要な餌場への移動ルートを確保するため、30~33、41号機について、設置の取りやめを含む抜本的な見直しを行うこと。また、追加調査の結果を踏まえて、更なる配置計画の見直しを行うこと。
- ② バードストライクの発生を低減するために、関係機関との協議・調整を踏まえて、効果が認められたブレード塗装やシール貼付等鳥類からの 視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。また、バードストライ ク対策に関する最新の知見の収集に努め、今後効果が確認された対策に ついては、本事業への導入を検討すること。
- ③ 鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測 及び環境保全措置の効果には大きな不確実性が伴うことから、供用後の 事後調査を適切に実施し、イヌワシのバードストライクが発生した場合

には、専門家の助言を踏まえて、当該風力発電設備及び同様に衝突する可能性が高い風力発電設備を停止するとともに、バードストライクの原因の解明を行い、その結果に基づき、原因を解決するための追加的な措置を行った上で稼働再開とすること。また、その他の重要な鳥類についても、供用後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

(4) 昆虫類及び植物類等について

- ① 希少な昆虫類及び植物類については、追加調査を実施し、影響が想定される場合には、専門家の意見を聴きながら適切な環境保全措置を講ずること。
- ② 対象事業実施区域周辺は、過去に風衝荒廃が発生し、専門家や関係機関の取組により植生の回復を実現させた場所であり、事業の実施により再度、風衝荒廃が発生するおそれが高いため、専門家等の意見を聴きながら事業実施区域について再度慎重に検討すること。当該区域で事業を実施する場合には、風衝荒廃が発生しない具体的根拠を明確にした上で、適切な環境保全措置を講ずること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。